

令和6年（ワ）第6685号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 学校法人梅村学園ほか1名

5

## 準備書面 6

(被告武蔵学園第1・2準備書面に対する反論)

2024年8月19日

東京地方裁判所民事第5部御中

10

原告 三宅勝久

### 第1 告発の趣旨、調査における立証責任等

#### 1 告発の趣旨

原告が、大内記述について研究不正にかかる告発を被告武蔵大学に対して  
15 行ったのは、特定不正行為の疑いが認められたことから調査を求めるためで  
あった。また、本件訴訟を提起した動機は、被告らの調査のあり方や結論の  
導き方に疑義があったためである。他意はない。

#### 2 研究不正調査における被告の義務、立証責任

##### (1) 証明責任は被告発人にある

20 被告武蔵学園は、文科省ガイドライン及び「武蔵大学における研究活動上  
の不正行為防止等に関する規程」(以下「武蔵大学規程」という。甲13)  
をはじめとする内部規程にのっとり、告発等によって把握した研究不正の疑  
義について調査を行い、調査にあたっては被告発者に説明を求め、被告発者  
が、

25 「被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑い  
を覆すことができないとき」

及び

「保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を

5 示せないとき」

は特定不正行為と認定する義務を負っている（甲13・29条3項、甲1・17頁（3）「特定不正行為か否かの認定」など）。すなわち、調査において疑義を晴らす責任（以下「証明責任」ということもある）は被告発者の側が負う制度設計になっている。

10 **（2）訴外大内は証明責任を果たしていない**

研究不正調査にかかる上記制度に照らし、本調査の結果、訴外大内は、研究不正の疑義に対して、上記証明責任を果たすことができず、本来であれば研究不正と認定されてしかるべき状況であった。もしくは、調査委員会には疑義に対するさらなる説明を求めて調査を続行する義務があった。それにもかかわらず調査委員会は、不十分なままで調査を打ち切った上で、特定不正行為にはあたらないとの認定を行った。文科省ガイドラインや武蔵学園規程に著しく反する調査・判断であり、裁量権の逸脱がある。以下詳細に述べる。

20 **第2 「問題意識の共有」についての事実認定の誤り**

盗用の疑いに対する訴外大内の説明を調査委員会は全面的に採用し、判断の根拠としたものであるが、判断の前提となる事実認定に誤りがある。「問題意識を共有」に関する事実認定はそのひとつである。

25 盗用の疑いに関して訴外大内が調査委員会に行った説明は、概略次のとおりである。

**1 訴外大内の説明の概要**

- ①原告と訴外大内ら奨学金問題にかかわる者たちの間で「問題意識を共有」していた。
- ②訴外大内が執筆にあたって使用したデータ類（の多く）は公表されている。
- 5 ③したがって、原告記述を盗用することなく（偶然）類似した文章表現、文章の構成となった。

原告と訴外大内の間には、類似した文章が偶然できあがるほどの「問題意識」の共有があったことになる。しかし、これは事実ではない。

## 10 2 原告記述の内容について「共有」はなかった

### (1) 原告記述 1・2 の記載内容は原告独自の論考である

原告と訴外大内は、一時的にはあるが、ともに奨学金問題に取り組む市民団体に所属していた。当該団体の会員らの中には、たしかに共通の問題意識はあった。しかしながらその問題意識とは、日本学生支援機構の奨学金貸与事業のあり方には改善の余地がある、といった程度のものであった。以下

15 に説明するとおり、原告記述 1・2 において原告が記述したのは原告独自の論考であり、会員間で共有された特定の「問題意識」の類ではない。

原告記述 1・2 の記載内容とは、日本学生支援機構が回収強化をはかっており、その理由として支援機構が「原資の確保」のためだと説明していること

20 とを踏まうえで、本当に原資の確保が目的なのか、という命題のもと、取材で得たデータを分析することによって反証を試みた論考的なルポルタージュである。訴外大内を含む上記市民団体の会員らは、記事等を通じてこの原告独自の論考に接することはあっても、原告の記事を模倣することなくそれと類似した文章を書ける程度に共有してはいなかった。

25 (2) 大内記述 1・2 の発表以前に原告記述 1・2 と類似した文章は存在しない

この事実は、大内記述 1・2 が発表される以前に、訴外大内を含めて原告以外の執筆者による類似した記事が存在しない事実から明らかである。

日本学生支援機構の債権回収において「奨学金の返済は延滞金、利息、元本の順に充当される」との事実は、返済の現場でそうした状況になっていることはたしかに知られていたが、支援機構に対する直接取材でかかる方針を確認したのは原告のみであった。原告記述 1・2 において、充当順位に関する記述があるが、これは支援機構の回答を踏まえた記述である。

「債権回収の利益が銀行やサービサーに回っていること」も、原告が取材等で明らかにした内容を記事や著作で発表したことはあっても、訴外大内らと原告との間で共有された事実ではない。

訴外大内の上記説明は、原告の取材成果について、あたかも誰でも共有している話であるかのように印象付けるものであり、事実に反する。上に述べた通り、原告記述 1・2 に記載した内容は原告独自の論考であり、訴外大内と共有した事実はない。訴外大内から証拠として示された資料類をみると、原告記述 1・2 に記載されたデータ類はほとんどみられない。原告記述 1・2 と大内記述 1・2 の内容が「共有」された「問題意識」であることは、訴外大内によって証明されていない。その訴外大内の説明を信用できるものとした調査委員会の事実認定には誤りがある。

### 20 第 3 原告記述 1・2 と大内記述 1・2 の記載内容が同一だとする事実認定の誤り

調査委員会の事実認定の誤りは、原告記述 1・2 と大内記述 1・2 の記載内容が同一であると判断した点にもみられる。

「問題意識を共有」しているから偶然の結果として類似した文章になったとする訴外大内の説明に疑義をはさむ余地があることは、原告記述と大内記述とで「原資」という用語の位置づけの違いに着目すれば容易に理解できる。

「原資」あるいは「原資の確保」という用語は、原告記述1・2と大内記述1・2の記述内容におけるキーワードである。そして原告は、先述したとおり、学生支援機構が債権回収強化の理由として「原資の確保のため」と説明していることを受けて、支援機構の言葉として「原資」という表現を使っている。これに対して大内記述1・2の「原資」は支援機構の言葉ではない。キーワードである「原資」の意味が異なるのであるから記述内容は当然同じにはなり得ない。

原告記述1と訴外大内1とでは記述した内容の違いについては、訴外大内自身が、過去においてそれを認める発言をしている。

「貴殿が…（中略）…と「債権回収」の視点を強く出しているのに対して、私は…（中略）…と「利用する学生」の視点を重視して記述しています。これは…（中略）…回収強化の理由が、「返したお金が、これから借りる学生の原資になる」という意見を私が翻したいからです」（2020年6月25日。原告の質問に対する回答文。甲20・5頁下から7行目～6頁1行目）

以上のとおり、原告記述1・2と大内記述1・2の内容が同一（共通の問題意識）であるとする訴外大内の説明には矛盾があり、合理的な説明がなされてはいない。上記説明を信用できるとした調査委員会の事実認定は誤りである。

#### 第4 「共通の問題意識」が存在していたから文章の類似は不自然ではないとする判断の誤り

原告記述1・2の内容は原告独自の論考であり、大内記述1・2とは記載内容が異なる。これが本来なされるべき正確な事実認定である。そうすると、文章の類似がなぜ生じたのかという疑義が生じてしかるべきである。しかしながら、調査委員会は、「問題意識を共有」というあいまいで誤った事実認

定を前提にして、「盗用」には当たらないとの誤った判断を行ったのものである。

「原資」「原資の確保」の趣旨が原告記述1・2と大内記述1・2とで明らかに異なり、文章が類似したことに不自然さがある点について、原告は調査委員会に対して説明を行っている（甲21・3頁2～4頁11行目、甲6-1～6-2）。この点について検討がなされた形跡はない。調査委員会の調査はきわめて不十分であったといえる。

## 第5 提出資料の評価の誤り（すべて告発後に収集可能なものであることを看過している）

### （1）資料を事後入手した可能性について調査・検討がなされていない

大内記述1～3について訴外大内から複数の客観資料が提出され、調査委員会は、訴外大内の説明には根拠があるとの判断を行った。しかしながら、当該資料はすべて告発後に入手可能なものであり、執筆当時にそれらを手にしたことは証明されていない（丙6・12～59頁）。調査委員会は、訴外大内がそれらの資料を後になって探しだし、あたかも執筆当時に入手したかのように装っている可能性についていっさい検討を行っていない。かかる資料等の入手時期等について検討することなく、訴外大内の説明の裏付けがなされたと判断した調査委員会の調査は、不十分なものであり、資料の評価に誤りがある。

訴外大内の資料の提出の仕方には不自然な点がある。示された資料の所在は多岐にわたるが、仮に、本当にそれらを個々に調べて整理・分析し、大内記述1・2を作成したというのであれば、調査・考察の過程がわかる研究ノート等、訴外大内が執筆時点で作成した資料、または当時入手したことがわかる資料があつてしかるべきである。ところが研究ノートの類は何ひとつ提出されていない。

## (2) 研究ノート等の不存在について調査・検討がなされていない

研究ノート等の不存在は、中京大学研究倫理規程上の資料保管義務の関係からも不自然である。訴外大内は、大内記述1・2のいずれを執筆した時点においても中京大学研究倫理規程8条に基づいて、発表時期から10年の資料  
5 保管義務(乙1)を負っていた(訴外大内が武蔵大学に雇用されたのは2022年4月であり、大内記述1の発表時期は2013年10月、大内記述2の発表時期は2017年2月であった)。

以上の事実を踏まえれば、訴外大内から調査委員会に提出された客観資料は、告発後に取得したものである疑いが残っているというべきである。資料  
10 が執筆当時に入手したとする訴外大内の説明について、これを信用できるとした調査委員会の判断には誤りがある。

## 第6 著しい経験則違反——類似した文章が偶然作成されることは通常起こらない

15 原告記述1・2との文章表現等における類似は偶然の結果であるとの訴外大内の説明に対して、調査委員会は「問題意識を共有していたがゆえに、構成等が類似してしまうことありえる」と判断したが(武蔵大学第1準備書面2頁14～16行目)、本当にそのようなことが起こりえるのか、十分な調査・検討がなされたとはいえない。

20 原告記述と大内記述の作成経緯を比較すると、

▽データの入手経路がまったく異なる、

▽「原資」の趣旨が異なるなど記述されたアイデアは同一ではない、

▽奨学金問題についての取材・調査経験も大きく異なる、

▽原告と訴外大内の間で意見交換などはほとんど行っていない、

25 ▽過去の訴外大内の記事等、または原告や訴外大内以外の者の記事等に、大内記述1・2(または原告記述1・2)と類似したものは存在しない、

といった違いが認められる。これらの事情を踏まえて経験則に照らせば、偶然の結果として大内記述 1・2 のような文章の類似が起こることはありえないというべきである。

調査委員会の上記判断は、常識的にあり得ないことを前提にしている。類似した文章が生じたことについて、訴外大内から、特段の事情があるとの説明もなされていない。経験則を無視した誤った判断である。

## 第 7 訴外大内の説明の信憑性を強く疑わせる問題

本調査の内容には、訴外大内の説明の信憑性を強く疑わせる問題が少なくとも 3 点ある。

①大内記述 1 における債権回収額の記載に関する問題（「孫引き」「質問主意書」「参考文献」問題）、

②大内記述 2 における「1 兆円」の誤記に関する問題

③本件記述 3 の捏造疑惑（事例 5）問題

——である。以下述べる。

### 1 ① 大内記述 1 における回収データ問題（「孫引き」「質問主意書」「参考文献」について）

大内記述 1 に記載された債権回収会社の回収額など（以下「本件回収データ」という）について、訴外大内は調査委員会に対して、質問主意書の作成に関わった際に原告の著作物に引用されていた日本学生支援機の公表数字を原典に直接当たらずに参照した、旨説明しているようである（被告武蔵学園第 1 準備書面 1・3 頁 24～33 行目）。この点について調査委員会は、孫引きにはあたるが盗用ではないとの判断を行ったが、以下に述べるとおりこの判断には矛盾がある。

#### （1）データの無断流用はそれ単独で盗用になる



本件回収データにかかる記載は次のとおりである。

・原告記述 1 :

「2012年度の実績は、エム社の売り上げ1億3471万円（同20億3  
927万9475円）、日立が1億7826万円（同21億9545万30  
5 81円）」

・大内記述 1 :

「2012年度の債権回収業務を担当した日立キャピタル債権回収会社は2  
1億9545万3081円を回収し、1億7826万円を手数料として受け  
取っています」

10 なお、「2012年度」は「2011年度」の誤りである。

研究倫理上の「盗用」の定義に照らすと、他人の文章を引き写しにする行  
為と並んで、他人の文章に記載されたデータ（著者が調査等で得たもの）を  
自己が取得したように取り扱う行為も盗用になる。原告の告発は、大内記述  
1 全体が文章の盗用行為にあたるという趣旨で行ったが、本件回収データの  
15 流用行為という単独の行為も盗用と認定され得る。

## （2）本件回収データに関する調査報告書、被告武蔵学園、訴外大内の説明 状況

次に、本件回収データに関する調査報告書、被告武蔵学園、訴外大内の記  
載・説明状況をみる。

### 20 ア 調査報告書

被告発者は山本太郎議員の国会答弁における「奨学金に関する質問主意  
書」の執筆を行っていたが、その際に三宅氏の著作を参考にしたことを認め  
る一方、自身の書籍の執筆にあたっては告発者の著作物ではなく自身が執筆  
に関わった質問主意書を参考にしたと説明している。ただし、被告発者は参  
25 照した内容は独立行政法人日本学生支援機構により公表されている数字のみ  
と説明しており、今回のヒアリングにて判明した孫引き行為を盗用とみなす

のは難しいと判断した。

(丙3・6頁28～33行目))

#### イ 第1準備書面における主張(原告において一部要約した)

「2013年に甲8の質問主意書の作成に関わった際に、原告の著作物に引  
5 用されていた独立行政法人日本学生支援機構(以下「JASSO」とい  
う。)の公表している数字を(原典に直接当たらずに)参照した。」と訴外大  
内が説明している。これは孫引き行為ではあるが盗用ではない。質問主意書  
の作成に原告記述1を使用しても、研究活動における行為ではないので盗用  
ではない。(被告武蔵学園第1準備書面3頁25～30行目)

#### 10 ウ 第2準備書面における主張(同)

大内記述1にある2012年度の日立キャピタル債権回収株式会社の回収  
額及び手数料額のデータと…以外は、公開されている情報源があることが判  
明した。つまり本件回収データは公開されている情報源がなかった。参考文  
献として原告記述1が含まれる書籍が挙げられていたため、盗用とは認定し  
15 なかった(被告武蔵学園第2準備書面1頁本文冒頭から4～7行目)。

本件回収データは、「日本学生支援機構の公表している数字」だとの説明  
をする一方で、「公開されている情報源」はなかったとも述べている。相矛  
盾する説明である。そして、訴外大内と原告の間で争われた別件著作権侵害  
20 訴訟における訴外大内の答弁書をみると、本件回収データに関してこうも主  
張している。

「被告は、山本太郎議員の質問主意書の作成に関与しており、その際に、当  
該数字を参考にした。

債権回収業者(サービサー)による債権回収については、奨学金問題に取  
25 り組む関係者の間では知られていたが、個別の債権回収業者が具体的にどれ  
くらいの額を回収して、どれだけの手数料を得ていたのかということについ

ては明らかになっておらず、原告が『日本の奨学金はこれでいいのか!』第2章において、個別のサービサーの回収額、手数料を明らかにしたことは重要な情報であった。」(甲22・5頁下から4行目～6頁4行目)。2020年6月15日付別件訴訟における被告訴外大内の答弁書。下線は原告)。

- 5 本件回収データは原告が調査によって明らかにした旨述べている。つまり公表されたデータではないというのである。訴外大内の説明は一貫性を欠いている。

### (3) 原告記述1の本件回収データは引用ではない

- ところで、原告記述1の本件回収データは「支援機構の公表している数字」からの引用などではない。日本学生支援機構に対する直接取材の成果である(甲23)。そもそも「支援機構の公表している数字」の存在を原告は知らない。なぜ引用だといえるのか、訴外大内の説明には強い疑問を覚えざるを得ない。
- 10

- 原告記述1における本件回収データの位置づけについて、原告は取材結果だと説明し、訴外大内は「引用」だと説明する。この食い違いについて調査委員会が調査・検討をした形跡はなく、根拠なく訴外大内の「引用」という説明が信用できると結論づけている。「日本学生支援機構の公表された数字」が具体的に何であるか、訴外大内から資料等が提示された事実は認められない。
- 15

### 20 (4) 小括

- 以上のおり、本件回収データにかかる訴外大内の説明は一貫性を欠き、信用性を裏付けるだけの証拠も提出されたとはいいがたい。調査委員会は、明らかに不正の疑惑が払拭されていない状態であるにもかかわらず、さらなる調査を怠り、重要な確認事項である「日本支援機構の公表している数字」の実態を確かめることすらしないまま、それが存在するとのきわめて不適当な事実認定を行い、訴外大内の説明が正しいものであり、「孫引き」ではあ
- 25

るが盗用ではない旨の支離滅裂というほかない結論を出したものである。

## 2 ② 大内記述2における「1兆円」の誤記に関する問題

### (1) 被告発人の説明の信憑性の根幹にかかわる「1兆円」問題

5 大内記述2における「1兆円」の記述について述べる。

原告記述2を含む雑誌「選択」の記事(甲2・57～58頁)について、訴外大内は執筆時点において読んでいない旨説明する(丙6・4頁22～35行目)。原告記述2とは完全に独立した形で執筆がなされたとの説明である。

10 ところが、調査中において、原告記述2の中の「1兆円」との記述が誤りであり、正しくは「3800億円」であることを原告が発見した。そうすると、大内記述2にも原告と同じ「1兆円」との記述があることから「誤記の一致」が生じることとなった。偶然同じ間違いをすることは常識的に起こり得ないので、訴外大内の説明の信憑性に疑義が生じた。なお、大内記述2に  
15 おける「1兆円」の数字の出所について、訴外大内は、従前中京大学の予備調査などにおいて、明確な説明をしていなかった。

「選択」記事を事前に読んだか読んでいないかは、訴外大内による説明全体の信憑性の根幹にかかるといえる。

なお原告記述1の該当部分は、

20 「10年度期末で民間銀行からの貸付残高はざっと1兆円。」

大内記述1の該当部分は、

「2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、」

である。(訴状別表2)

25 (2) 訴外大内の説明からは「民間銀行」という情報が読み取れない

「1兆円」をめぐる上記疑義について、訴外大内の調査委員会に対する説

明状況は次のとおりである。

① 2013年1月9日付の回答文（丙6）：

日本学生支援機構の平成22年度事業報告書の次の記載を根拠にして記述した。

- 5 「また、日本学生支援機構法第19条第1項に基づき、奨学金貸与事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入を行い（1,176,467百万円、期末残高6,398,178百万円）、…」  
（丙6・19頁15～17行目）

② 2023年1月26日、調査委員会のヒアリング：

- 10 「JASSO職員に確認した。利払いの対象となる金額が1兆円という回答だった」（丙7）

③ 2023年3月10日の調査委員会の追加ヒアリング：

「日本学生支援機構に直接出向いて職員に確認した。10年前なので訪問日や担当者名、部署名は忘れてしまった」

- 15 **質問**（訪問の目的は、この内容を聞くためだけだったのか）

→奨学金問題について調査を始めた頃であったため、奨学金に関して他の質問もあり、合わせて確認するために訪問した。事前に連絡してから訪問した。

- 20 **質問**（民間銀行を対象とした利払いが1兆円という認識は当初からあったのか）

→当時は奨学金問題に取り組み始めたところであったため、奨学金に関する知識がなかった。そのため、自ら作成した資料や執筆した文書を持参して職員に確認した。

- 25 **質問**（JASSOへはどのように依頼したのか。執筆原稿も持参したのか）

→公表資料から数字を転記するだけのものもあったが、この点については

周囲にも確認したが最終的に確認することができなかつたため、JASSOに確認するに至った。奨学金の財政構造を知りたいと言ってアポイントメントをとったと思う。

(丙9・2頁5～17行目)

- 5 以上の説明状況をみるかぎり、「1兆円」が誤記であることを自身で発見した形跡は確認できない。また、何を根拠にして「民間銀行」と記載したのかについても説得力ある説明はない。「1兆円」等の記述が本当に自分で調べた結果なのか、なおも疑義が残る説明状況といえる。

10 **(3) 資料保管義務に関する調査委の事実誤認**

こうした訴外大内の説明状況を前にして、調査委員会は、記憶も記録もないことに不自然さはないとして、訴外大内が「選択」記事を読むことなく大内記述2を執筆したと判断するのであるが、理由について調査報告書にはこう述べられている。

- 15 「情報公表元への確認については、いつ、誰に、どのように確認したのか等についての十分な説明や根拠資料の提出はなかった。他方、今回の告発物は10年前に出版された著作物であり、当時所属していた機関(中京大学)において資料保存年限等を定めた研究倫理規定が制定される2013年以前の著作物である等から、説明が不十分となったり一部の根拠資料が未提出とな
- 20 ったりするのやむを得ないと判断し、さらなる説明や根拠資料の提出は求めず調査を終了することとした」(丙3・6頁17～22行目)

10年前だから十分な説明がなくても「やむを得ない」というのである。被告発者に説明責任を負わせた研究不正の調査の基本手順を大きく逸脱している。

- 25 加えて、資料の保管義務に関して、上記説明には重大な事実誤認がある。中京大学研究倫理規程の制定は2013年4月1日であり(乙1)、大内記

述2を含む『日本の奨学金はこれでいいのか!』の発行日は、第1刷が2013年10月25日、第2刷が2014年5月31日である(甲2・27頁)。つまり、大内記述2を最初に公表した時点で中京大学研究倫理規程はすでに制定されており、原告が被告武蔵学園に告発を行った2022年9月5時点において訴外大内は明確に保管義務を負っていた。「研究倫理規定が制定される2013年以前の著作物」という調査委員会の理解は誤りである。調査の結論に影響を及ぼす重大な誤りといえる。

#### (4) 小括

被告武蔵学園は、訴外大内の「1兆円」に関する説明を信用できるとする根拠に、原告がヒアリングにおいて、日本学生支援機構に確認した結果まちがったとする証言を行ったことを挙げている。しかしながら、原告がヒアリングで述べたのは、考え得る誤記の原因について、財務諸表の誤読をした上で日本学生支援機構に確認をした可能性があり、その際双方が誤りに気づかなかつた可能性もあるという趣旨の、あくまでもヒアリング時点における推測を述べたに過ぎない。支援機構に確認したことを確証的に述べたものではない(甲21・1頁31～2頁19行目、4頁14～29行目)。原告は原告記述1の執筆を進めていた2013年8月ごろ、日本学生支援機構広報課に対して、同年8月現在の民間銀行からの借入残高に関する質問を行い、4466億円であるとの回答を得た(甲23)後、さらに同課に取材をして最新のデータとして同年8月現在では4580億円であるとの回答を得た。一連の取材は、最新の民間銀行の貸付残高を確認することであり、2010年度のそれを確認することではなかつた。原告は2010年度の同残高が約1兆円と誤認したままで質問等を行い、広報課職員からも指摘されなかつたため、「1兆円」のまちがいに気づかなかつたものである。原告がヒアリングにおいて、支援機構に確認したはずだと述べたのは以上のような事情からである。

また、原告が訴外大内の説明している「1兆円」の根拠資料と、原告が「1兆円」と誤読した資料は異なる。原告が参照したのは財務諸表の添付資料で、多数の民間銀行の貸付残高が個別に記載されていた（調査委員会に資料を提出して詳細に説明を行っている）。一方、訴外大内の説明は事業報告書の本文部分であり、「長期借入」の金額しか記載のない部分である（丙6・1頁下から2行目～2頁1行目、同16頁の色塗り部分）。

上記のとおり、原告が「1兆円」を記載した経緯と、訴外大内が「1兆円」と記載した経緯は大きく異なる。したがって、原告がヒアリングにおいて、日本学生支援機構に問い合わせた結果の可能性が考えられる——といった趣旨を述べたことが、訴外大内も日本学生支援機構に取材をして同じ誤ちをした——とする訴外大内の証言の信憑性を裏付けたことにはならない。少なくとも、なお特定不正行為の疑義が残っていることは明らかであるところ、調査委員会において十分な調査・検討がなされた形跡はない。付け加えるならば『日本の奨学金はこれでいいのか！』の増刷と訴外大内の資料保管義務との関係についても検討はなされていない。ずさんきわまりない調査であったといえる。

### 3 ③ 本件記述3の捏造疑惑（事例5）について

本件記述3の捏造の疑いに関する疑惑も、本調査における重要な項目になってしかるべきであった。

#### （1）訴外大内による説明状況

大内記述3にかかる原告の告発について訴外大内は、調査委員会に対して次のように述べ、実在の事例を忠実に表記した旨の説明を行っている。

『奨学金が日本を滅ぼす』の事例5については、『奨学金が日本を滅ぼす』執筆中の2016年7月～9月にかけて、奨学金問題に関する講演会・シンポジウムに参加された当事者の発言を忠実に再現している。当事者の発言を



メモし、そのメモを元にして原稿化した。」(丙6・5頁20～23行目)

一方で訴外大内は、「メモ」をはじめ、催しの名称や、当事者とはどういう人物だったのかという具体的な内容がわかる根拠資料を何ひとつ提示することができなかった。

## 5 (2) 資料廃棄の不自然さ

訴外大内は研究者として資料の保管義務を負っている(中京大学研究倫理規程8条1号)。その立場を考えると、著書執筆に使用したインタビュー等の原資料を早々と廃棄したというのは不自然である。また「講演会・シンポジウムに参加された当事者」ということであれば、催しのために作成した資料等を主催者や参加者から入手し、提出できる可能性も考えられるが、催しを特定する文書すら提示されていない点も不自然といえる。そもそも個別のインタビューだったのか、あるいは講演等での発言を記録したのかすら判然としないあいまいな説明にとどまっている。

また回答書における訴外大内の説明をみると、「理論上あり得る」というものにとどまっており、実在の事例であることを裏づけたとは言い難い(丙6・6頁中段付近～7頁下から5行目)。

## (3) インタビュー等が実在した事実は証明できていない

もとより、訴外大内の説明によれば、大内記述3の内容は、奨学金ローンの債務者が分割金の支払いを怠った末に期限の利益を喪失した事例だというのが、通常の読み方をしてそう理解することは不可能である。債務者本人が不正確な証言をしたとの説明も、なんら根拠を伴っておらず説得力を欠く。

実際にインタビュー等を行ったのか、取材の事実があったとしても、証言者の話を正確に記載したのか。強い疑義が持たれて当然の説明状況といえる。

しかしながら、調査委員会は疑惑がありながら十分な調査・検討を行っていない。調査報告書をみると、調査委員会は基本的な事実関係すら正確に把握していないことがわかる。原告記述3と大内記述3の内容について、「告

発者、被告発者が取り上げた事例はともに繰り上げ一括請求に関する事例であった」（丙3・6頁最終行～7頁1行目）との記載がある。これは事実関係を大きく誤っている。原告記述3の内容は、分割金を延滞したものの、繰り上げ一括請求（期限の利益喪失）はされていない事例である。また、前述  
5 したとおり、大内記述3も、通常の読み方をすれば、分割金の延滞中ではあるが、繰り上げ一括請求（期限の利益喪失）をされていない事例である。  
「一括請求」は、調査において訴外大内がそう説明しているにすぎない。

#### （4）小括

10 以上のとおり、訴外大内は大内記述3にかかる捏造の疑惑について、それを晴らすべく立証を尽くしたとは到底言い難い。特定不正行為を認めるべき状況にあったといえる。

また、調査委員会の調査はずさんであったが、その事実を象徴的に現しているのが、2023年1月26日の原告に対するヒアリングにおいて、調査  
15 委員の一人が次の発言をした事実である。

「（捏造・改ざんの告発について）盗作はあるものを立証する。捏造は、ないものを立証する。かなり難しい。実在しない事例を捏造した疑いがある。われわれの調査からはずしてよろしいのでしょうかということですが？」

不正の疑惑があることを証明するのが困難であるから告発を取り下げてほ  
20 しいという趣旨だが、調査に携わる者としてあるまじき発言というほかない。証明責任が被告発者にあること、告発がなくとも、報道等で不正の疑いがあることを知った場合は告発があったものと判断して調査をすることができる、といった研究不正の調査の基本的理解を欠いている疑いがある。

25 第8 ルポルタージュであることを理由に盗用を否定した調査委の見解について

被告武蔵学園は、大内記述1・2について盗用を否定した理由として、原告記述1・2がルポルタージュであることをあげている。しかしながら、ルポルタージュであっても、他人のアイデアや文章を自己のもののようにして発表する行為は盗用になり得ることは、学術振興会作成の啓発ビデオの内容をみれば明らかである。当該ビデオには、ルポルタージュから盗用する学生の行為が典型的な不正として例示されている。また文章表現の独創性は、著作権法上の著作物性の判断基準にはなりえても、研究不正の盗用については関係がない。訴外大内も、調査委員会にあてた回答書のなかで、ルポルタージュが研究不正の保護の対象にならないといった趣旨の見解を述べているが、言うまでもなく誤った見解である。被告武蔵学園における研究倫理教育が不十分であることをうかがわせる事実である。(甲9)

## 第9 まとめ

被告武蔵学園の本調査を通じて、訴外大内は、告発に伴う盗用・捏造の疑義について、「被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いを覆すことができ」ず、また「保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せな」かったというべきである。

調査委員会は、基本的な事実の認定の誤りや疑義を多数残したまま調査を不十分なままで終了し、被告発者に証明責任を負わせた研究不正調査の制度を、軽視または誤って解釈・運用し、告発に理由がないとの誤った判断を行った。被告によるかかる行為は不正の隠蔽に加担したといっても過言ではない。文科省ガイドラインや武蔵大学倫理規程上の義務を怠り、大学の自治を尊重する観点から与えられた研究不正調査にかかる裁量権を著しく逸脱している。

## 第10 名誉毀損

被告武蔵学園の公表文には、

「本件に関して調査を行っている情報がインターネット上で流れていたこと  
5 から」

との記載がある（甲12・1頁）。原告は自身のブログにおいて本件調査  
に関する記事を掲載していたが、上記公表文の記載は、その事実を被告武蔵  
学園が把握していた証拠である。つまり、公表文の当該記事が原告のもので  
あり、告発を行ったのが原告であることは、インターネットで検索すれば容  
10 易に知り得る状況にあることを被告武蔵学園は知悉していた。

「インターネット上で流れていた」との記述は、一般の読者が通常の読み方  
をした場合、告発を行った事実、ならびに本件調査の事実を公表したこと  
について否定的な印象を与えるものである。公表文の「多くの関係者」という  
表現が、告発人である原告を含まない趣旨であり、謝罪の意も原告に向けた  
15 ものではないことは、

▽原告の問い合わせに対して被告武蔵学園職員が回答しなかった、

▽被告武蔵学園職員からいっさいの謝罪がない、

▽本調査終了後、電話での問い合わせをやめるよう原告に通告した、

▽想定問答（甲12・3頁）を作成しておきながら、同趣旨の質問を行っ  
20 た原告に対していっさいの回答をしなかった、

▽調査委員会の求めに応じて原告が調査委員会に送付した著書などの資料  
について、その返却を求めたが返答せず放置する、

——といった、社会通念に照らして非礼と評価され得る態度を取り続けて  
いる事実から明白である。

25

## 第11 求釈明申立て

(1) 「2013年に甲8の質問主意書の作成に関わった際に、原告の著作物に引用されていた独立行政法人日本学生支援機構の公表している数字を（原典に直接当たらずに）参照した」との記載（武蔵学園準備書面1・3頁24～27行目）の引用文書を開示されたい。また文中の「原典」を具体的

5 具体的に明らかにされたい。第1準備書面4頁7～12行目付近「JASSOの公表データ」「JASSO作成の原典」「JASSO会計資料に基づく情報」を示されたい。また、原告記述1に記載された本件回収データが日本学生支援機構の公表データからの引用であると判断した経緯ならびに理由を明らかにされたい。

10 (2) 大内記述1に記載された本件回収データに関連して、「孫引き」であって盗用ではないとの説明と、参考文献を掲載しているから盗用ではないとの説明の関係を説明されたい。また調査報告書に参考文献に関する記述がない理由を明らかにされたい。

(3) 第2回調査委員会における訴外大内に対するヒアリングの記録を開示

15 されたい。

(4) 丙6に対応する「2022年12月19日付「要望書」を開示されたい。

(5) 丙6の回答書11頁に記載された訴外大内の意見「(原告の著作が＝原告注) 研究活動の不正行為(からの保護)の対象となるのかどうかについて

20 いても疑問を感じざるを得ない」について、その適否について、調査委員会の検討状況ならびに被告武蔵学園の見解を明らかにされたい。

(6) 第3回調査委員会における訴外大内に対するヒアリング記録の黒塗り部分(個人名以外)を開示されたい。

(7) 公表文(甲12・2頁)の文中「多くの関係者の皆様」に原告は含まれるのかを明らかにされたい。また「被告武蔵学園が謝罪の意を示していることを読み取ることは明白である」(被告武蔵学園第2準備書面2・3

25

頁下から2行目付近)とのことであるが、ここで言う「謝罪の意を示」す対象に原告は含まれるのか、公表文作成者の意図を明らかにされたい。

(8) 公表文(甲12・2頁)の文中「本件に関して調査を行っているとの情報がインターネット上で流れていた」の記述について、具体的にどの  
5 記事等を指すのか明らかにされたい。

(9) 想定問答(甲12・3頁)を作成した目的を明らかにされたい。また、原告は想定問答と同趣旨の質問を被告武蔵学園に対してメールにて行ったが回答がなかったところ、そうした対応をとった理由を明らかにされたい。